随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和7年度遠賀川河川改修事業埋蔵文化財発掘調査委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今 井 勝 一 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
契約締結日	令和 7年 9月16日
契約の相手方の 氏名及び住所	福岡県 福岡県博多区東公園7-7
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥58, 770, 863-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 0 —
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務件名 令和7年度遠賀川河川改修事業埋蔵文化財発掘調査委託業務

2. 履行場所 福岡県中間市垣生地先

3. 契約の相手方 住所:福岡県福岡市博多区東公園7番7号

名 称:福岡県知事 電 話:092-651-1111

4. 契約適用法令:会計法第29条の3第4項及び

予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、河川の事業施工前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵 文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、関係機関と協議を行い、文化財包蔵地 の発掘調査を行うものである。

- 2) 業務の内容
 - (1) 発掘作業
 - (2) 出土品整理作業
- 3) 契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。 福岡県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を 図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等 を行っている。

よって本業務については、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、福岡県知事と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

遠賀川河川事務所 工務課長